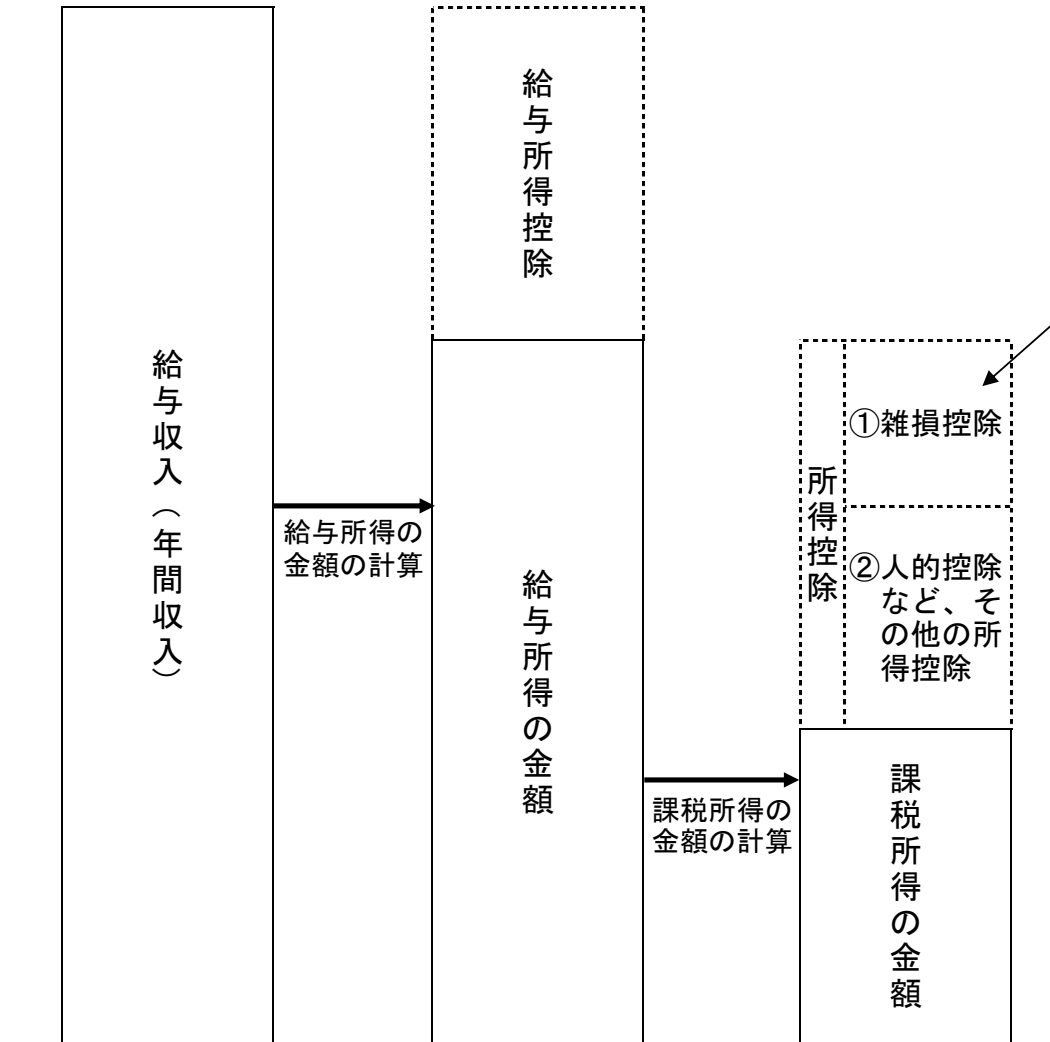


参 考 資 料

(国 税)

雑損控除と災害減免法について



○ 雑損控除（現行制度）

災害などにより住宅や家財に損害を受けたときは、次のいずれか多い金額を控除可能

- ① 損失額－所得金額の1/10
- ② 損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

なお、その年分で控除しきれない場合は、翌年以後3年間に繰越し可能（雑損失の繰越控除）



選択適用

○ 災害減免法による所得税の減免（現行制度）

地震などの災害によって住宅や家財などに甚大な損害（時価の1/2以上）を受けたときは、災害減免法の適用を選択し、所得税の全部又は一部の減免を受けることができる。

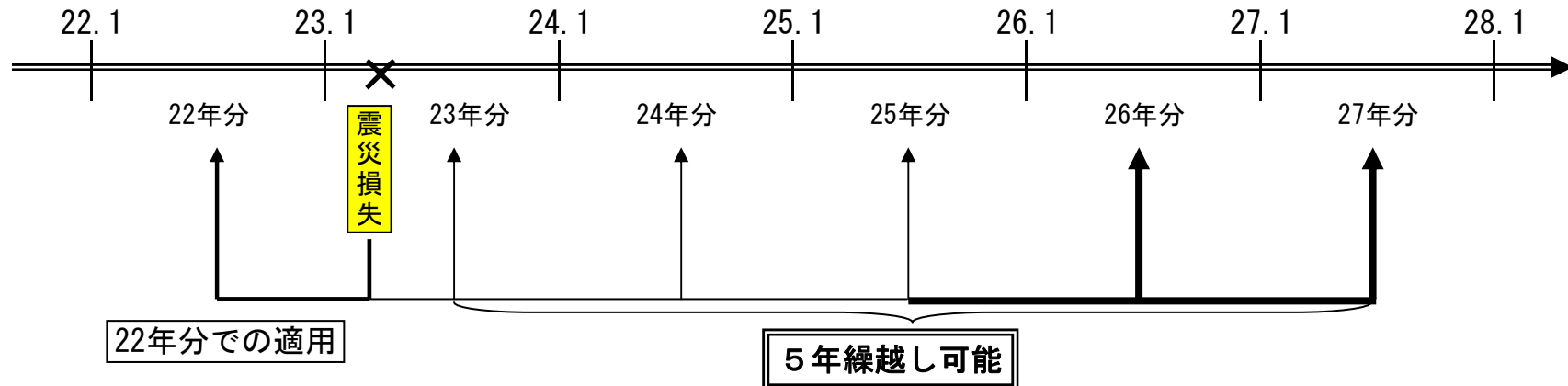
<災害減免法による減免>

- ・ 合計所得金額500万円以下：全額免除
- ・ 500万円超750万円以下：1/2の軽減
- ・ 750万円超1,000万円以下：1/4の軽減
- ・ 1,000万円超：適用なし

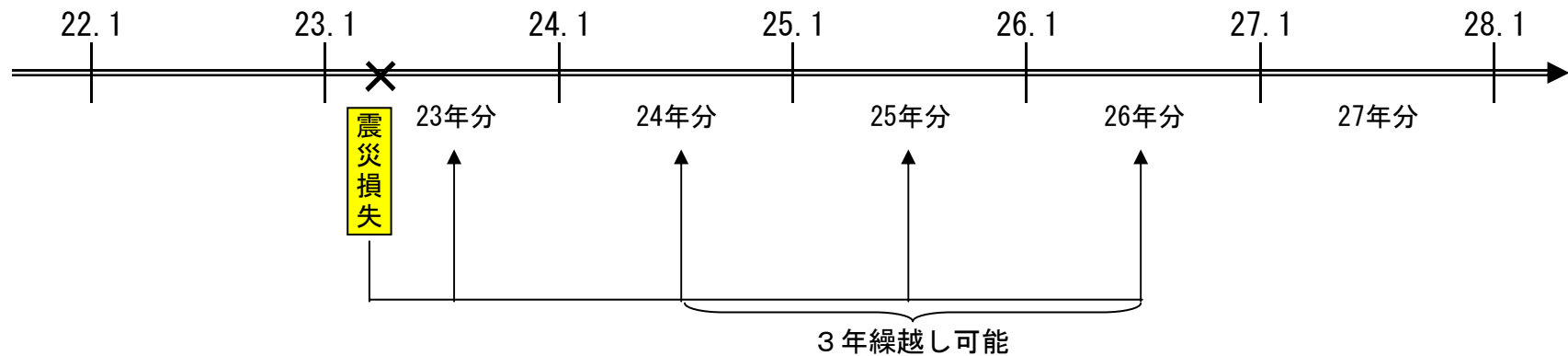
雑損控除及び災害減免法に係る特例措置

- 大震災による住宅・家財等の損失について、次の特例措置を講じる。
 - ・ 雑損控除又は災害減免法による所得税の減免措置について、前年分での適用を可能とする。
 - ・ 1年で控除しきれない損失額（雑損失）の繰越控除期間を5年とする（現行：3年）。

【雑損控除の特例措置】

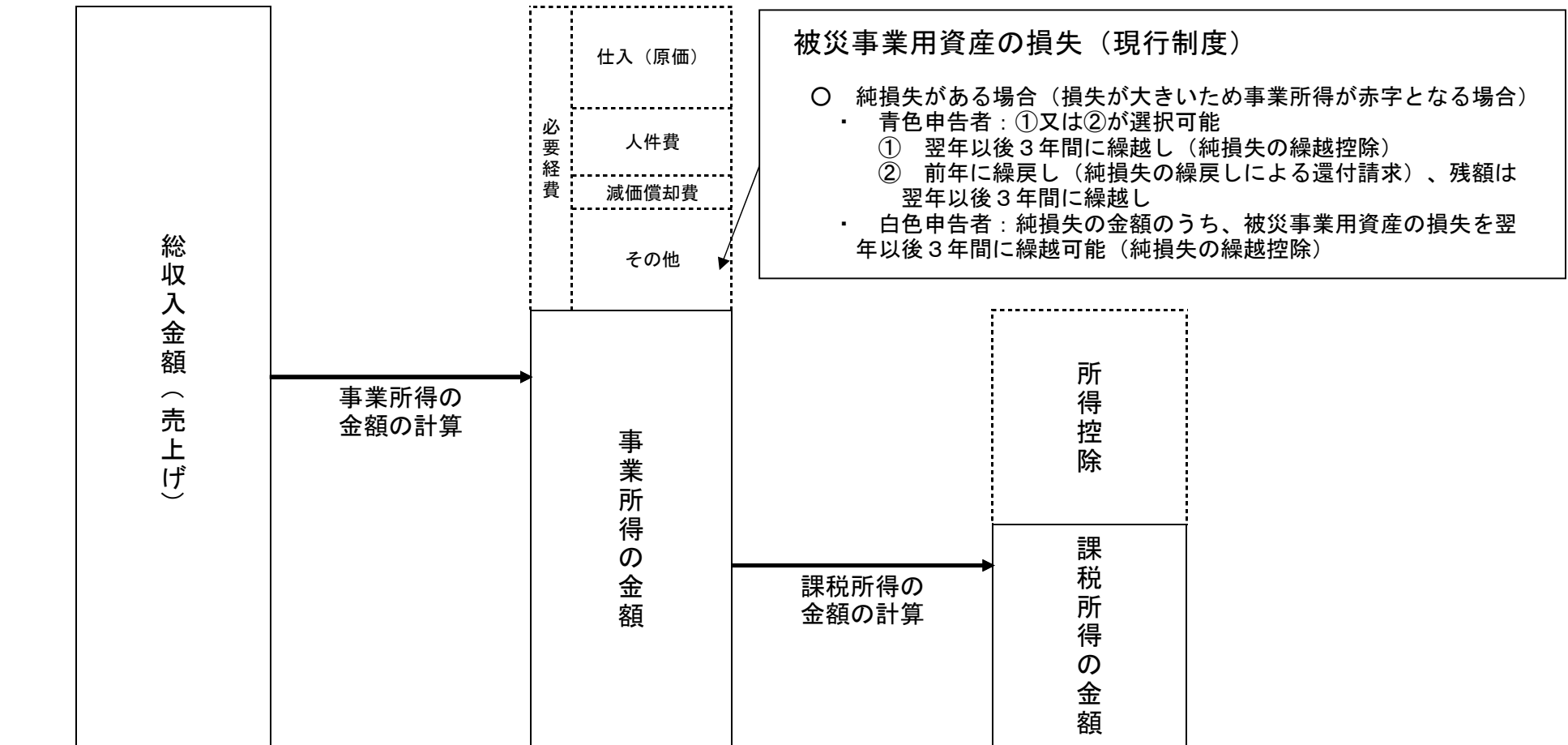


【現行】



被災事業用資産の損失に係る特例措置

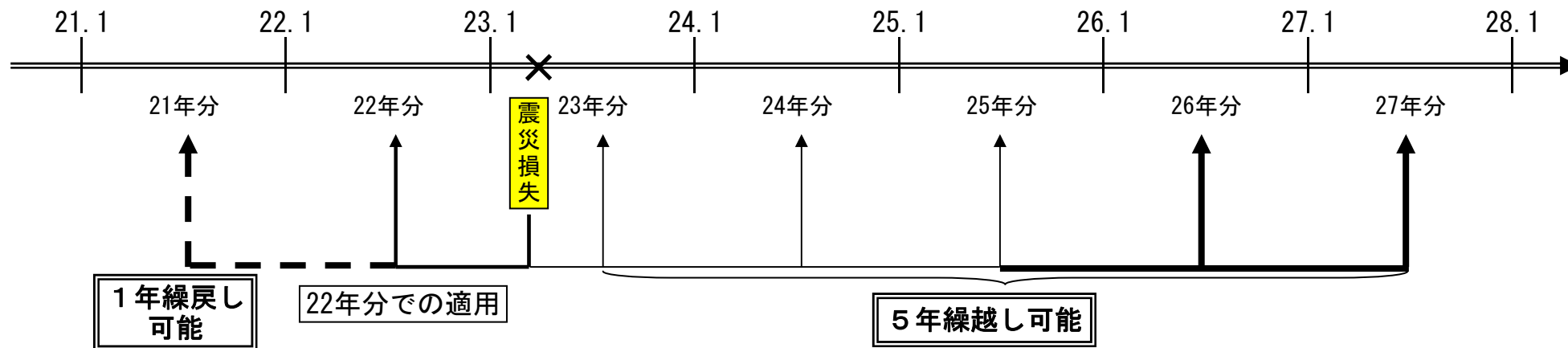
- 大震災による事業用資産の損失について、前年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができることとする。
- 大震災による事業用資産（固定資産、棚卸資産など）の損失による純損失について、繰越控除期間を5年とする（現行：3年）。
- 事業用資産につき1割以上の被害を受けた場合については、被災事業用資産以外の損失による純損失も含めて、現行3年の繰越控除期間を5年とする。



大震災による事業用資産の損失の繰越控除・繰戻還付の適用（イメージ）

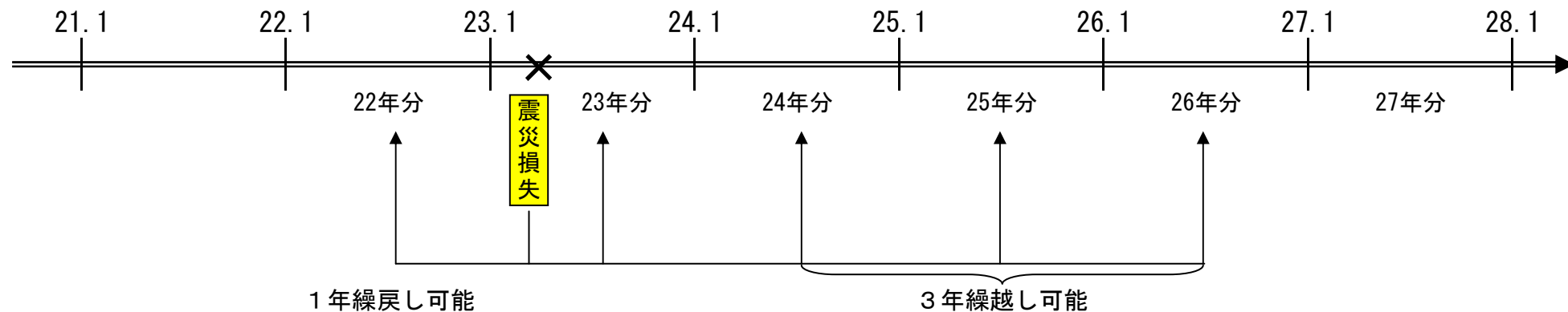
青色申告者の場合

【特例措置】



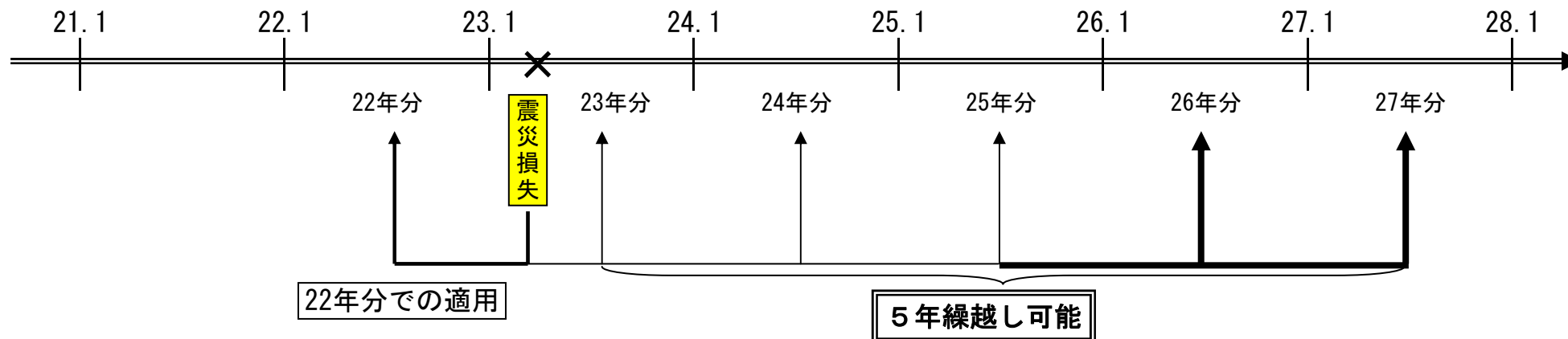
※ 事業用資産につき1割以上の被害を受けた場合については、被災事業用資産以外の損失による純損失も含めて、5年繰越し可能とする。

【現行】



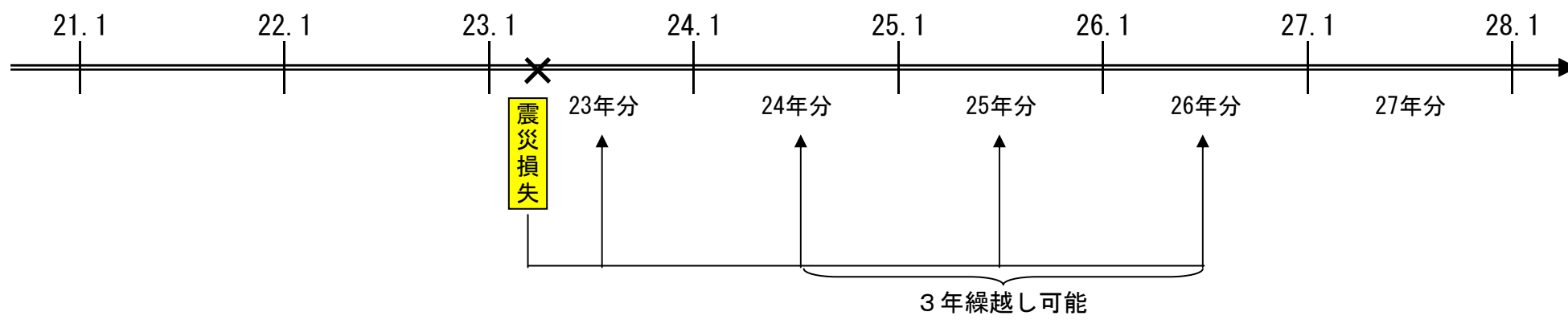
白色申告者の場合

【特例措置】



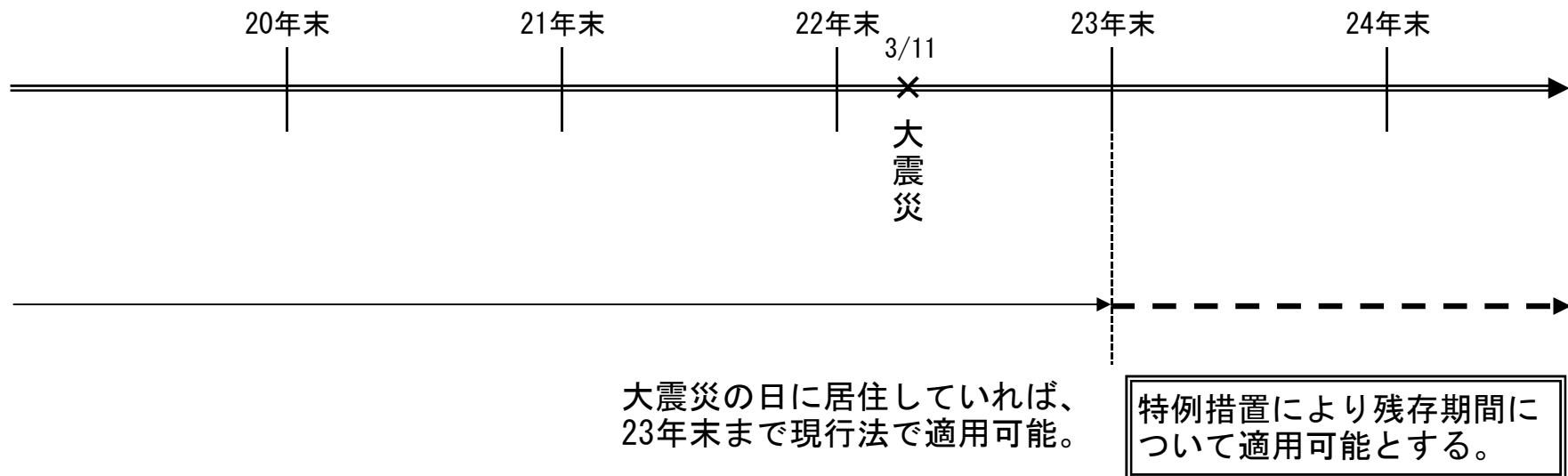
※ 事業用資産につき1割以上の被害を受けた場合については、他の災害による事業用資産の損失や漁獲等の変動所得の損失による純損失も含めて、5年繰越し可能とする。

【現行】



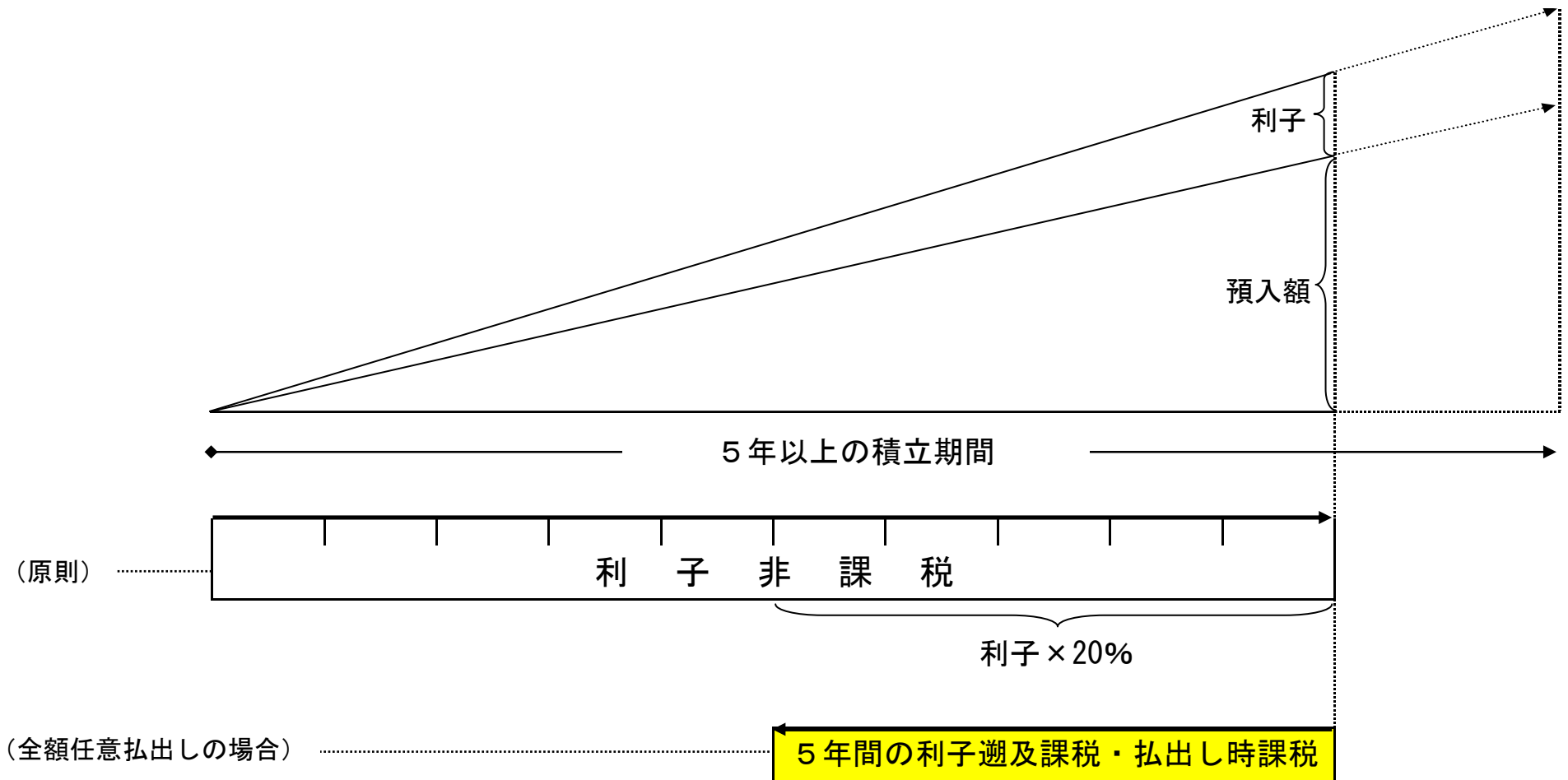
住宅ローン控除の適用に係る特例措置

- 住宅ローン控除の適用を受ける住宅が大震災により滅失等しても、控除期間のうち残存期間について、住宅ローン控除の継続適用を可能とする。



財形住宅（年金）貯蓄の遡及課税に係る特例措置

- 財形住宅（年金）貯蓄の大震災に伴う目的外の払出しについて、利子等の遡及課税等を行わないこととする。
（注）1年以内の払出しについて適用。



【特例措置】
遡及課税等を行わない。

大震災関連寄附に係る寄附金控除の拡充

- 大震災関連寄附について、寄附金控除の控除可能限度枠を総所得の80%に拡大。
※ 平成23年、24年、25年分の所得税について適用。

$$\text{控除額} = \text{寄附金額} - 2,000\text{円}$$

【現行】総所得の40%が限度



【特例措置】大震災関連寄附については、限度枠を80%に拡大 （大震災関連寄附以外の寄附は40%まで、大震災関連寄附とその他の寄附を合わせて80%まで）

〔大震災関連寄附〕

- ① 大震災発生以降の国、被災地方公共団体（注）に対する寄附金
（注）被災者生活再建支援制度の適用自治体。
- ② 大震災発生以降、大震災に関連する寄附として指定された「指定寄附金」

- 認定NPO法人（注）が、大震災に関連して被災者の救援活動等のため募集する寄附について、指定寄附金として指定した上で、所得控除との選択制で税額控除制度を導入する。
※ 平成23年、24年、25年分の所得税について適用。

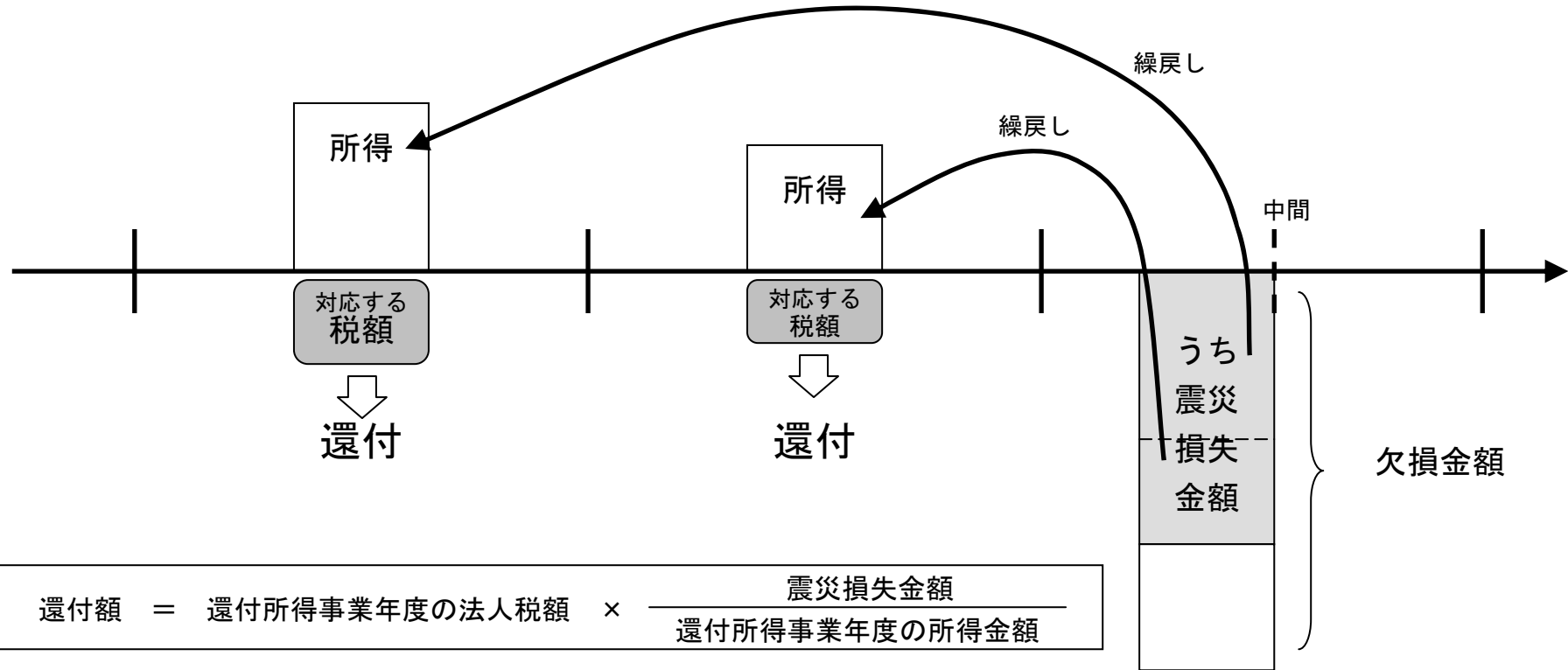
（注） NPO法人やボランティア団体等の被災者救援活動のために中央共同募金会が募集する寄附金（3月15日指定寄附金として指定）についても、同様の税額控除の対象とする。

$$\text{税額控除額} = (\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 40\%$$

（所得税額の25%を限度） → 総所得の80%を限度

※ 住民税10%と合わせ50%の税額控除が可能。
（都道府県（4%）と市町村（6%）がともに控除の対象としている場合）

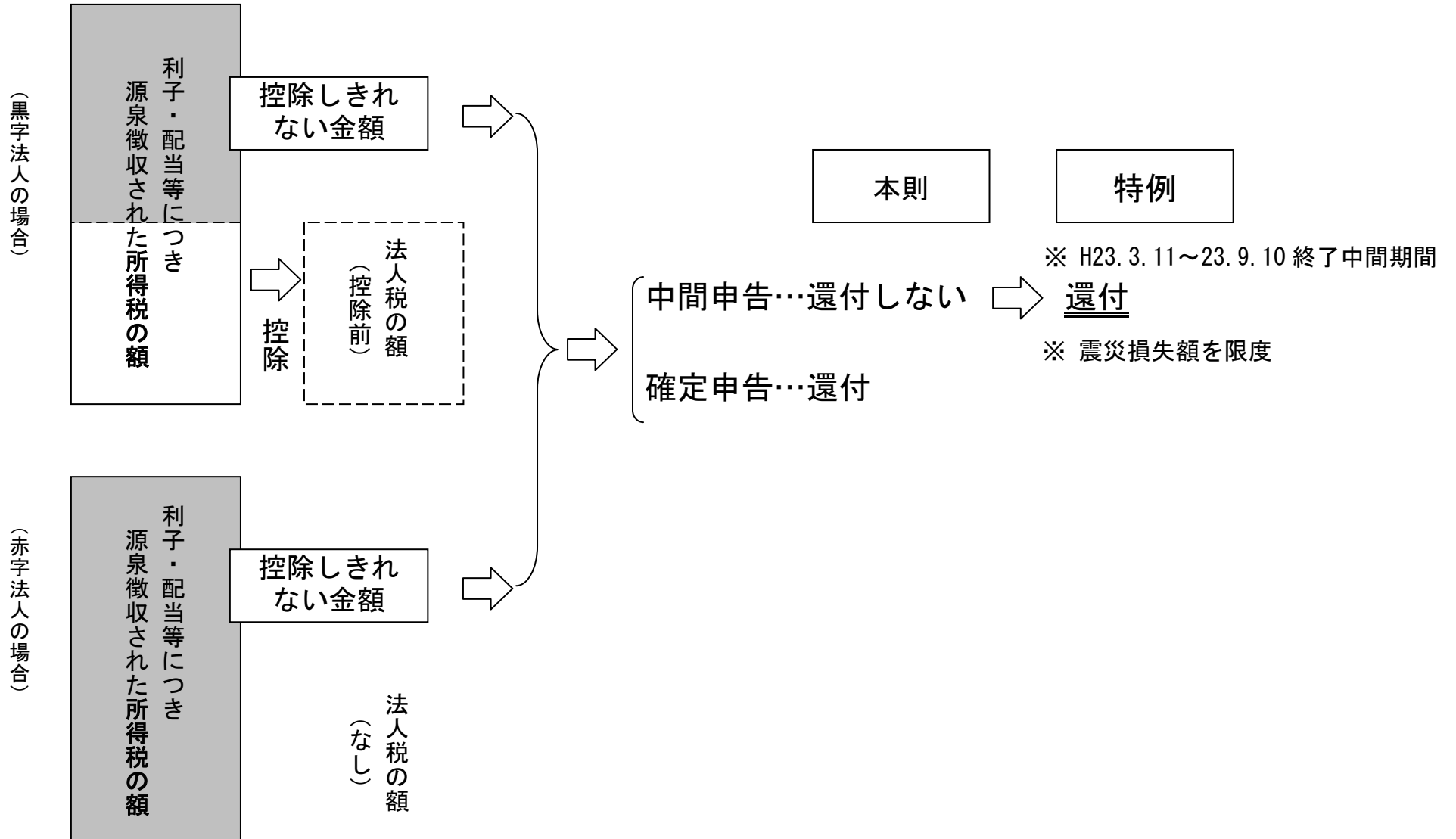
震災損失の繰戻しによる法人税額の還付



$$\text{還付額} = \text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{震災損失金額}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$$

※ H23. 3. 11～24. 3. 10 終了事業年度及び
H23. 3. 11～23. 9. 10 終了中間期間

仮決算の中間申告による所得税額の還付



特定の資産の買換えの場合の課税の特例

平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間内に、

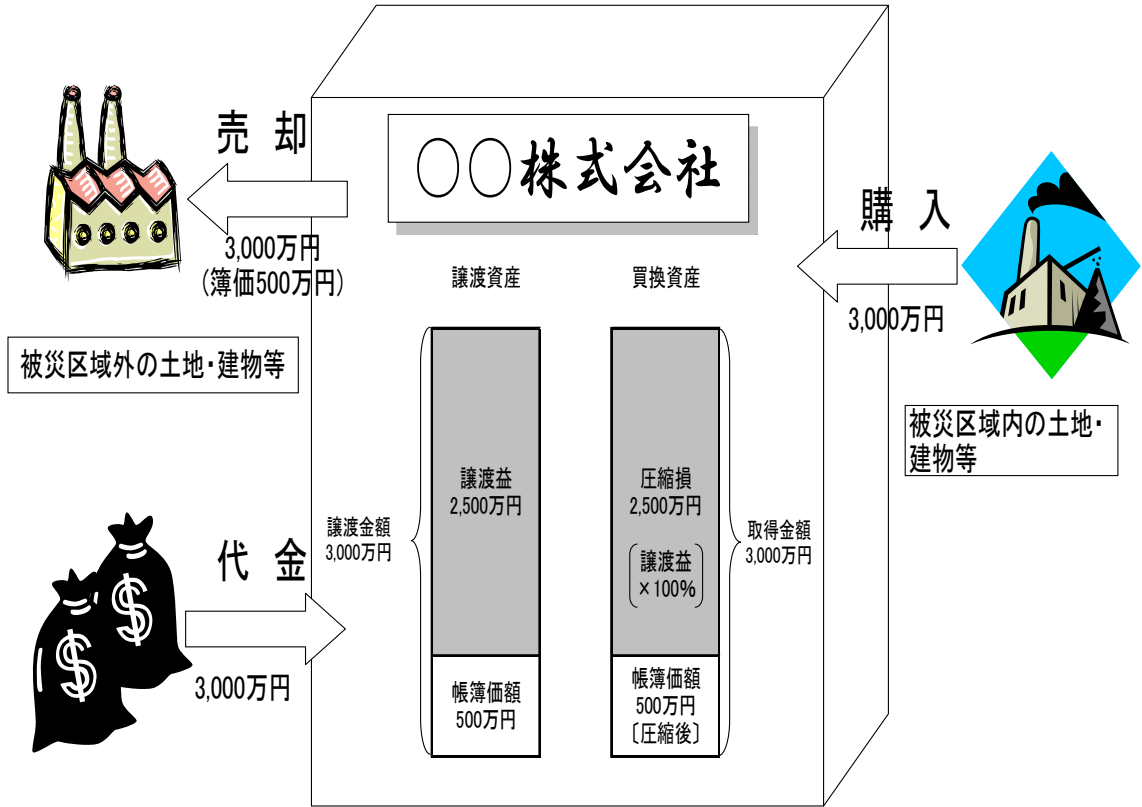
① 被災区域内の土地等を譲渡し、国内にある土地、建物その他の減価償却資産を取得する場合（内から外又は内から内への買換え）

② 被災区域外の土地等を譲渡し、被災区域内の土地、建物その他の減価償却資産を取得する場合（外から内への買換え）

に、その譲渡益の 100%の圧縮記帳（個人にあっては、取得価額の引継ぎ）による課税の繰延べができる。

＜具体的なイメージ＞

- 本来、譲渡益2,500万円に課税されるどころ、譲渡益の100%を圧縮（個人にあっては、取得価額の引継ぎ）。
- 2,500万円の譲渡益は、買換資産の売却時まで繰延べ。



被災代替資産等の特別償却

【概要】

平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、

- ① 東日本大震災により被災した資産（建物、構築物、機械装置、一定の船舶・航空機・車両運搬具）の代替資産の取得等をしてその事業の用に供した場合
- ② 資産（建物、構築物、機械装置）の取得等をして、被災区域内においてその事業の用に供した場合において、特別償却を可能とする。

※ 被災区域：東日本大震災により滅失をした建物、構築物の敷地の用に供されていた土地等の区域

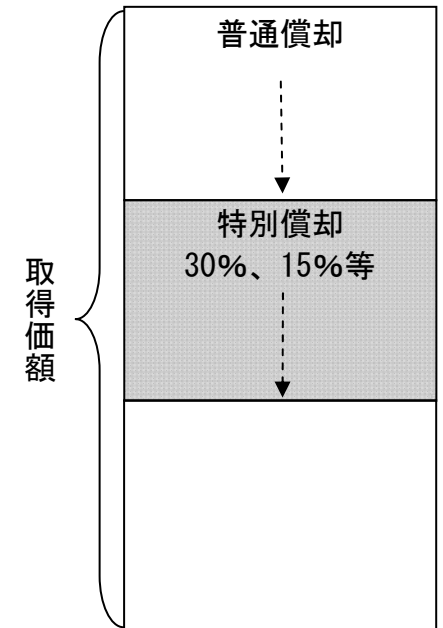
【特別償却の償却率】

取得等の時期 被災代替 資産等の区分	H23. 3. 11～H26. 3. 31	H26. 4. 1～H28. 3. 31
建物・構築物	15% (18%)	10% (12%)
機械装置	30% (36%)	20% (24%)
一定の船舶、航空機又は車両運搬具	30% (36%)	20% (24%)

(注 1) カッコ内は中小企業者等が取得等をする場合の償却率。

(注 2) 一定の船舶、航空機又は車両運搬具の範囲は、登録されている船舶、小型船舶若しくは漁船、建設機械
 抵当法施行令別表に掲げる船舶、登録されている航空機、登録等をされている自動車若しくは検査対象軽
 自動車、軽自動車税の課税対象となる小型特殊自動車又は確認を受けた鉄道用車両。

＜特別償却制度＞



買換え特例に係る買換え資産の取得期間等の延長

対象 現行の租税特別措置法の

- ・特定の資産の買換えの場合の課税の特例の買換え資産
- ・収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の代替資産

譲渡事業年度の
取得

翌事業年度以後の取得

原則

同一事業年度において取得すること

原則

翌事業年度開始の日以後1年を経過する日までに取得すること

やむを得ない場合

工場等の建設移転等に要する期間が1年を超えるときは、翌事業年度開始の日以後1年を経過する日後2年以内の、税務署長が認定した日までに取得すること（注）

譲渡事業年度

1年

2年以内

（税務署長の認定の日まで）

買換え資産の取得ができない場合

買換え資産を取得すべき期間

（延長された）買換え資産を取得すべき期間

譲渡益の原則80%相当額を譲渡事業年度で特別勘定に経理

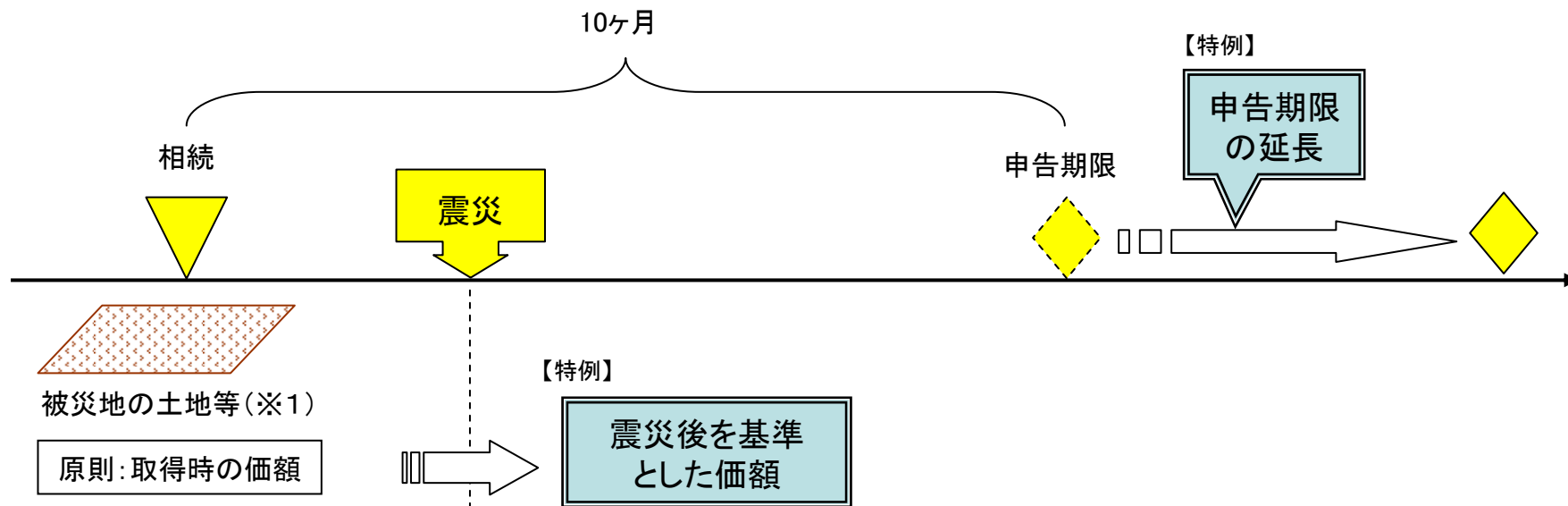
東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、買換え資産を取得すべき期間（その末日が平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間にあるものに限る。）内に取得することが困難となった場合に、当該期間を経過した日以後2年の範囲内で、その取得すべき期間の延長を可能とする。

- (注) ・ いずれも取得の日から1年以内に、事業の用に供すること又は供する見込みであることが必要
 ・ 税務署長の承認を受けるには、原則として譲渡した日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から2か月以内に申請書を提出することが必要

相続等により取得した土地等の評価に係る基準時の特例等

震災前に相続等により取得した一定の土地及び非上場株式等(※1)に係る相続税・贈与税で、震災後に申告期限が到来するものについて、次の措置を講ずる。

- ① その価額を、相続等による取得時の価額によらず、震災後を基準とした価額によることができる。
- ② ①の適用を受ける場合には、申告期限を財務大臣の定める日(※2)まで延長する。



- (※) 1. 今般の震災による被災者生活再建支援法の適用地域(青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、長野県栄村、新潟県十日町市、津南町)内の土地及び当該地域内に一定の財産を有する非上場会社の株式等が対象となる。
2. 震災から10ヶ月又は国税通則法11条により延長された申告期限のいずれか遅い日とする予定。

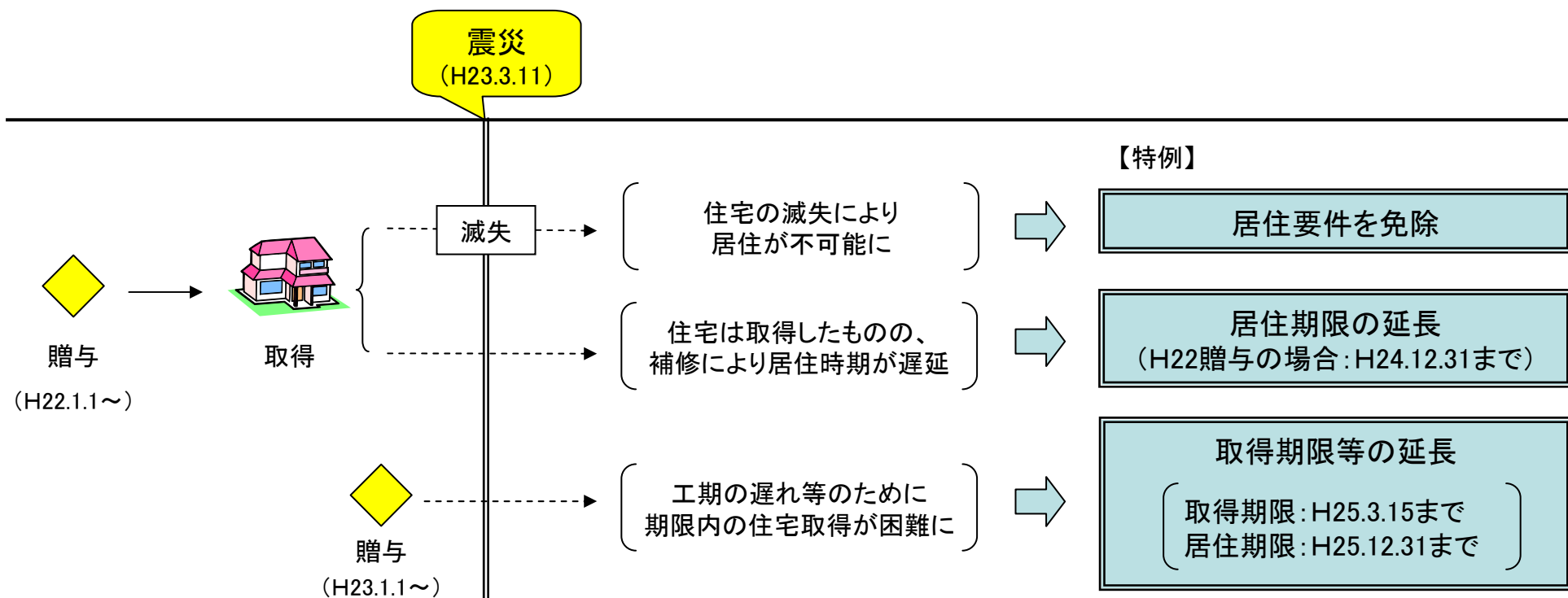
【参考】相続税・贈与税に係る災害減免法の特例

上記の事例において、建物等が災害により甚大な被害を受けた場合には、被害額を控除して相続税等を計算することができる。

「住宅取得等資金の贈与税の特例措置」に係る居住要件の免除等

「住宅取得等資金の贈与税の特例措置」について、次の措置を講ずる。

- ① 特例の適用を受けようとした住宅が震災により滅失し、居住できなくなった場合には、居住要件を免除する。
- ② 特例の適用を受けようとしていた者が震災により居住が困難となった場合には、居住期限等を延長する。

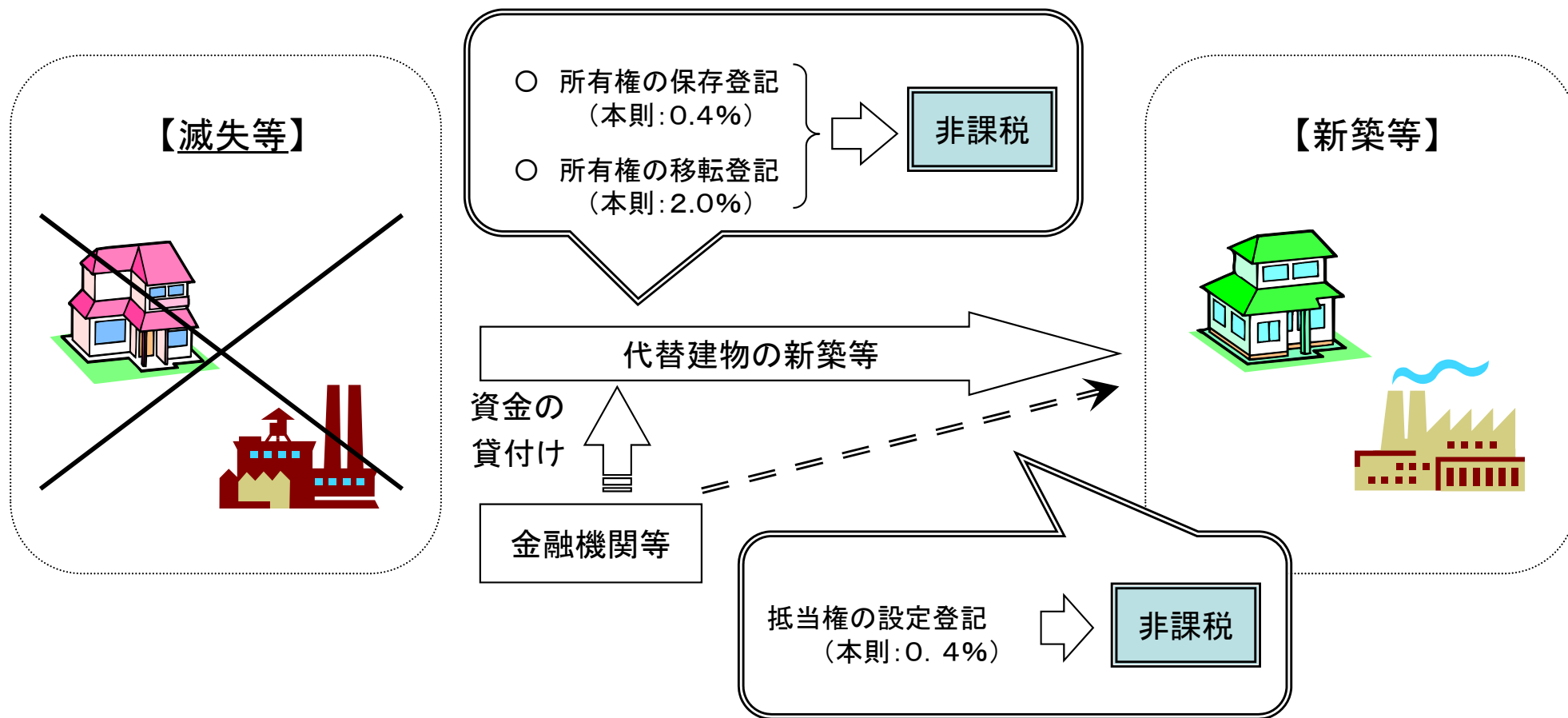


(注) 「住宅取得等資金の贈与税の特例措置」には次の2つの措置があり、これらの適用を受けるためには、贈与の年の翌年3月15日までに住宅を取得し、同年12月31日までにその住宅に居住することが必要。

- ① 1,500万円(平成23年は1,000万円)まで、非課税とする。
- ② 贈与者の年齢が65歳未満でも、相続時精算課税の選択を可能とする。

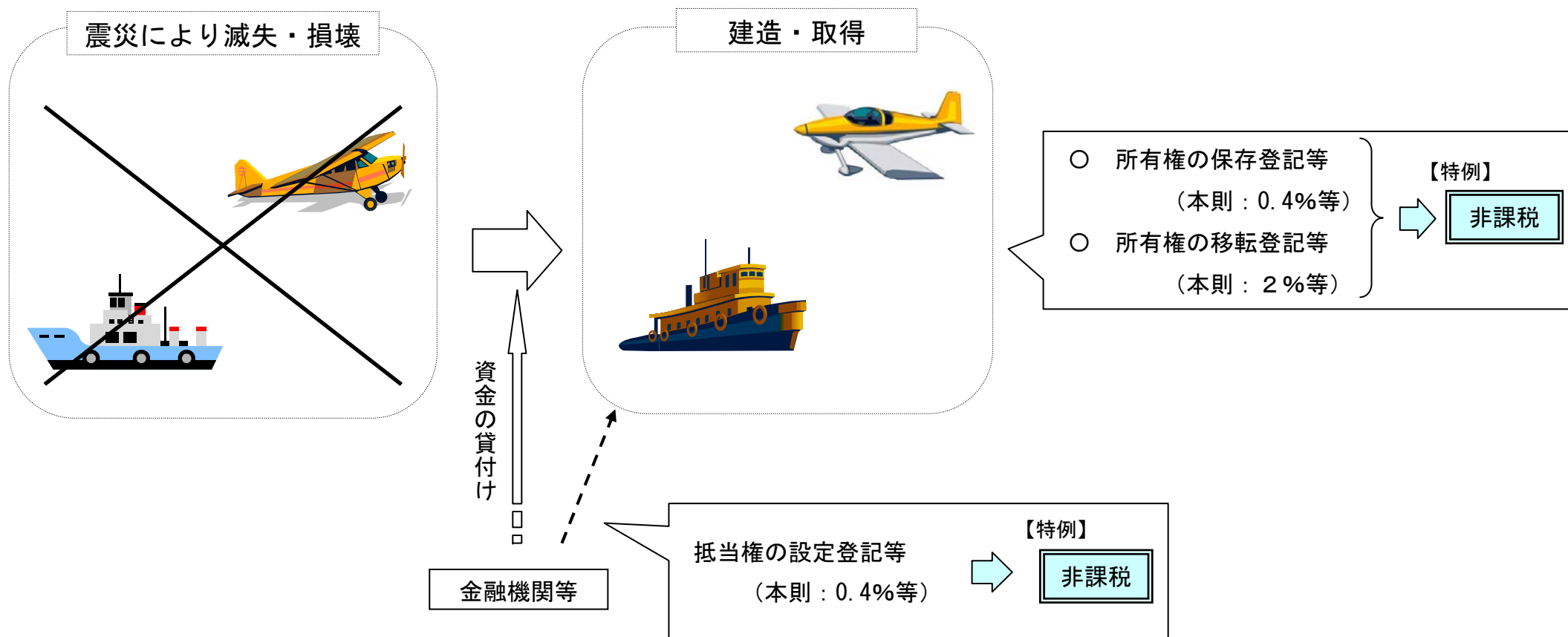
被災した建物の建替え等に係る登録免許税の特例

被災した建物(原発警戒区域内に所在する建物を含む。)に代えて新築等した建物及びその敷地の用に供する土地に係る所有権等の保存登記・移転登記又は抵当権の設定登記については、登録免許税を課さない。



被災した船舶・航空機の建造等に係る登録免許税の特例

被災した船舶・航空機に代えて建造等した船舶・航空機に係る所有権の保存登記・移転登記又は抵当権の設定登記等については、登録免許税を課さない。

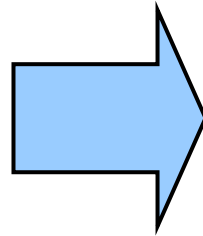


消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例措置

- 震災により消費税の課税事業者選択届出書等（注1）の提出が遅れた場合等においても、国税庁長官が定める日までに提出した場合には、本来の提出時期までに提出された場合と同様の効果を生ずるものとする。
なお、被災者の実情に応じた対応を可能とするため、課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件等（注2）は適用しないこととする。

現行

- ① 課税選択、簡易課税選択等については、課税期間の開始前に届出が必要（注3）。
- ② 課税選択、簡易課税選択を行った場合は、2年間の継続適用が必要。
（翌課税期間に適用を取り止めることは不可）



特例

- ① 課税期間の開始後の届出を認める。
- ② 翌課税期間に適用を取り止めることを認める。

（注1）「課税事業者選択届出書等」とは、①課税事業者選択届出書、②課税事業者選択不適用届出書、③簡易課税制度選択届出書、④簡易課税制度選択不適用届出書をいう。

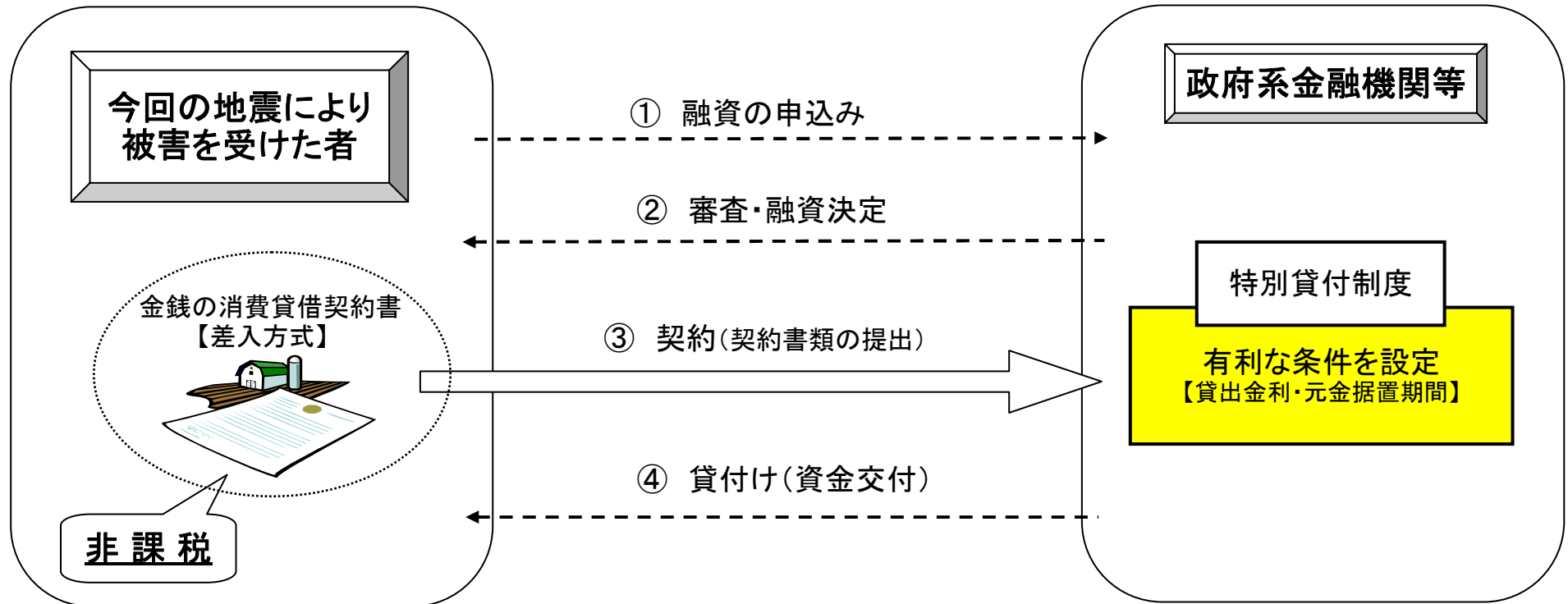
（注2）「課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件等」とは、①課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件、②簡易課税を選択した場合の2年間の継続適用要件、③課税事業者を選択した事業者又は資本金1,000万円以上の新設法人が調整対象固定資産（100万円以上の固定資産）を取得した場合の3年間の継続適用要件（3年間は免税事業者となることも簡易課税を選択することもできない）をいう。

（注3）災害等の場合には一定の例外措置あり（ただし税務署長の承認が必要）。

特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税

政府系金融機関や地方公共団体等が、大震災の被害者を対象とした「特別貸付制度」を設けて行う金銭の貸付けに係る消費貸借に関する契約書については、印紙税を課さない。

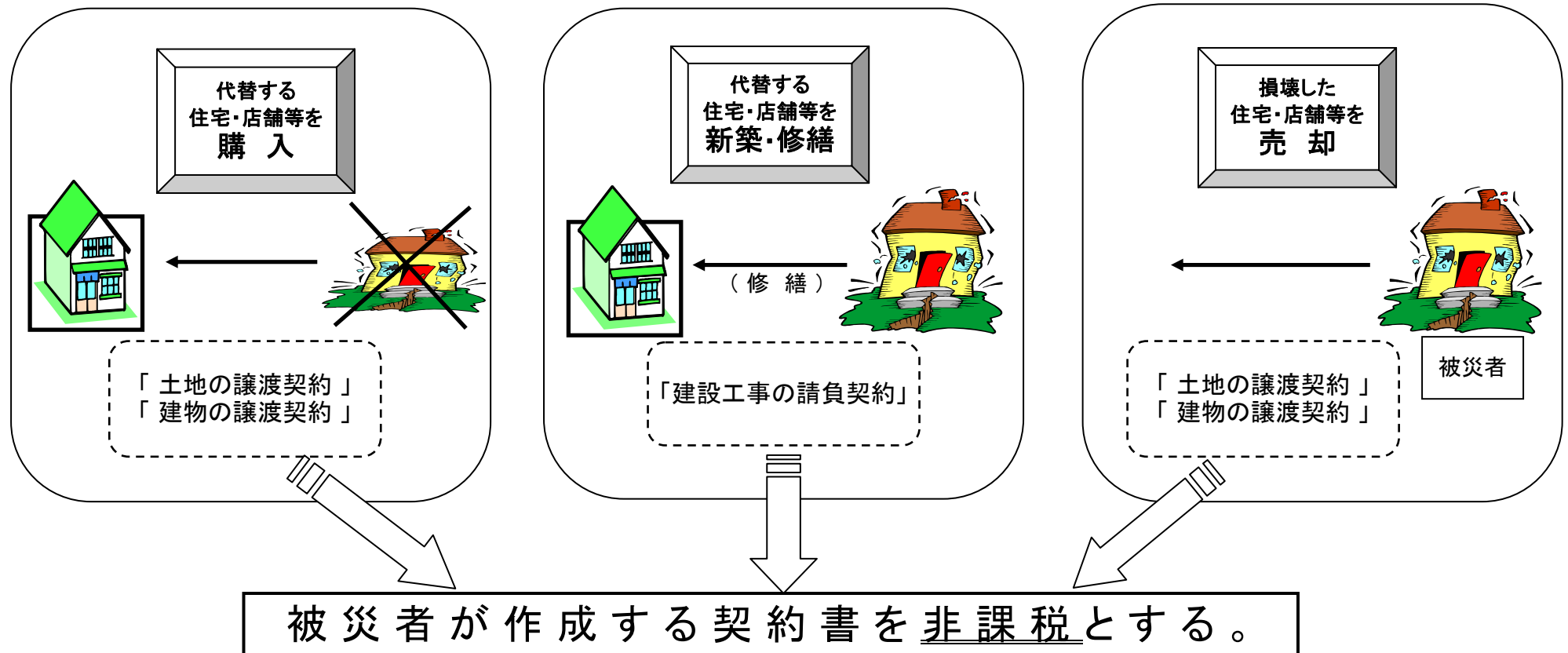
〔一般的な融資の流れ〕



(注) 「政府系金融機関」とは、(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、(独)住宅金融支援機構、(独)中小企業基盤整備機構、(独)福祉医療機構、日本私立学校振興・共済事業団をいう。
その他「等」とは、(株)日本政策金融公庫等から金銭の貸付けを受けて転貸を行う者、危機対応業務による貸付を行う指定金融機関、農業近代化資金法等に基づき貸付けを行う融資機関をいう。

被災者が作成する建設工事の請負に関する契約書等の印紙税の非課税

大震災により滅失・損壊した建物の代替建物を新築又は取得する場合、大震災により滅失・損壊した建物の代替建物の敷地の用に供する土地を取得する場合又は大震災により損壊した建物を修繕する場合等(注)において被災者が作成する建設工事の請負契約書・不動産の売買契約書に係る印紙税を非課税とする。



(注)「等」とは、以下のものをいう。

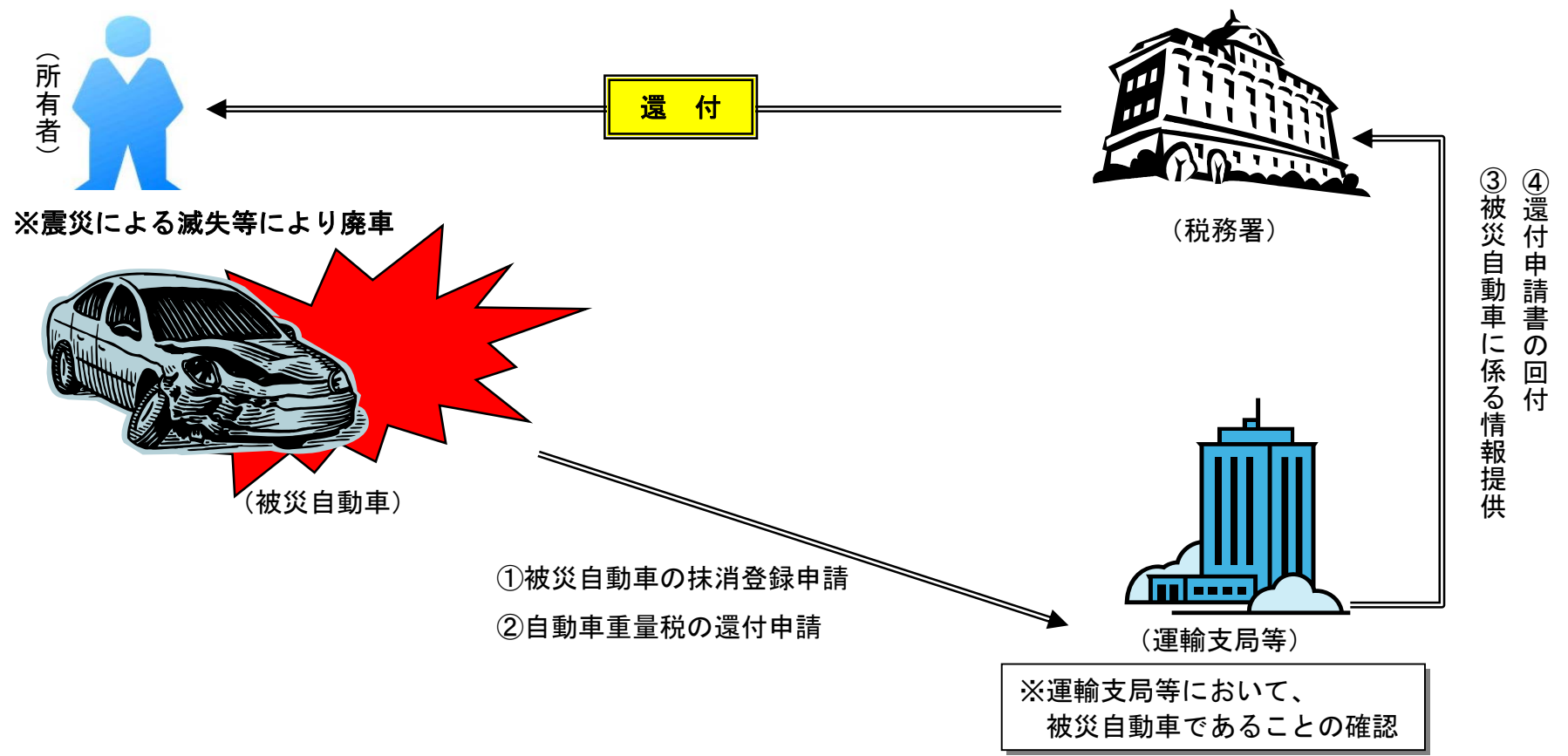
- ・ 大震災により、滅失・崩壊した建物が所在した土地を譲渡する場合
- ・ 大震災により、損壊した建物を譲渡する場合

被災自動車に係る自動車重量税の特例還付

背景

- 未曾有の津波被害等により、多くの自動車が消滅、又は使用不可能な状態。
→ 現行制度で自動車重量税の還付対象となる自動車リサイクルが困難なケースが多発。

⇒ 被災自動車については、平成 25 年 3 月 31 日までの間、震災の日（23 年 3 月 11 日）から車検期間満了日までの期間に相当する自動車重量税を特例的に還付

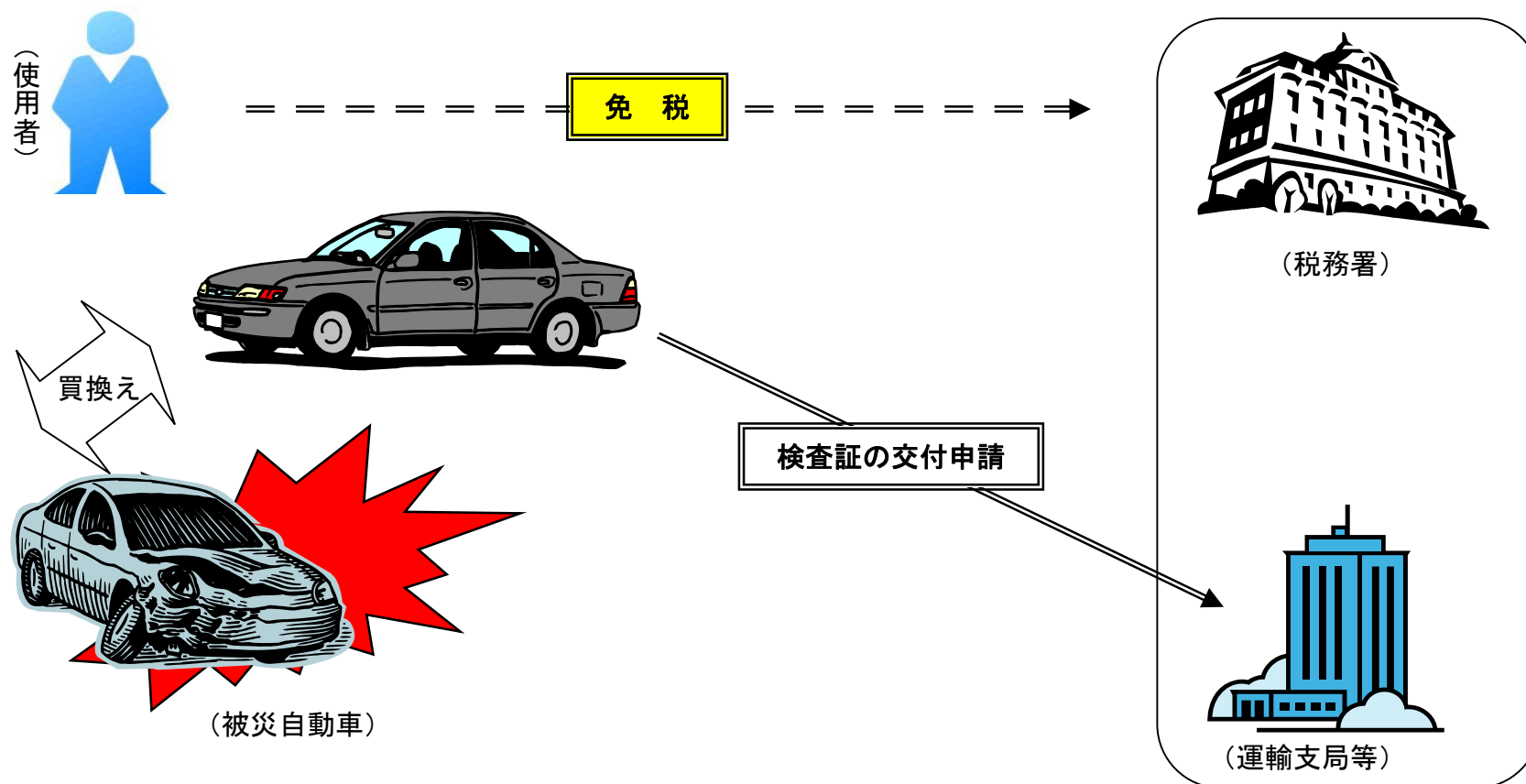


被災自動車の買換え車両に係る自動車重量税の免税措置

背景

- 未曾有の津波被害等により、多くの自動車が被災したため、地域の生活必需品である自動車の買換えが必要となる。

⇒ 被災自動車の使用者が新たに取得した自動車について、震災の日（23年3月11日）から26年4月30日までの間、新規車検時等に係る自動車重量税を免除する。



揮発油税等の「トリガー条項」について

○ガソリン価格の全国平均が、連続3ヶ月にわたり160円/ℓを超えることとなった場合には、ガソリン等の燃料課税の「当分の間」税率の適用が停止され、本則税率に戻ることとなる。（連続3ヶ月にわたり130円/ℓを下回ることとなった場合には、元の「当分の間」税率が適用される。）

